

鳥取県循環林業推進事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年5月24日付第202200049563号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和5年3月27日付第202200319327号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和6年3月26日付第202300329788号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県循環林業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の皆伐等の現場において、林地残材の搬出を促進することを支援し、もって再造林の効率化・低コスト化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 別表第2欄に掲げる事業主体については、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）第2条第1項の規定に基づく者とする。
- 本補助金の対象となる経費は、別表第3欄に掲げる経費とし、本補助金の額は、施行地面積に別表第4欄の単価を乗じて算出された額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、森林・林業振興局森林づくり推進課又は地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「事務所等の長」という。）が指示する日までに行わなければならない。

- 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(提出書類の部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により事務所等の長に提出する書類は1部とする。

(補助金交付決定前の着手等)

第9条 事業の着手は、原則として、交付決定通知後に行うものとする。ただし、4月30日までに本補助金の交付申請が行われたものに限り、補助金交付決定前に着手することができる。

2 前項のただし書きにより事業に着手したものについては、申請年度の4月1日から交付決定の日までの間に実施した事業を本補助金の対象にすることができる。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日に一部改正し、令和5年度事業から適用する。

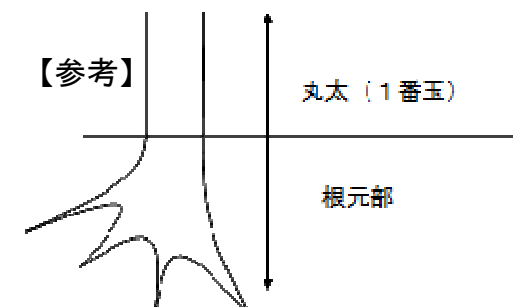
附 則

この要綱は、令和6年3月26日に一部改正し、令和6年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 事業主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助要件	6 重要な変更
鳥取県循環林業推進事業	(1) 森林組合 (2) (公財)鳥取県造林公社 (3) 素材生産業を営む者及びその組織する団体	第5欄の材を山土場へ集積及び工程調査に要する経費	定額 皆伐 20万円/ha 間伐 6万円/ha	1. 事業規模等 (1) 1施行地の面積が0.1ha以上であること (2) 皆伐は80 t 以上/ha、間伐は20 t 以上/haの林地残材を搬出すること 2. 補助対象 (1) 県内の森林において、皆伐または間伐に伴い発生した林地残材であること (2) ただし、以下の森林から搬出される材については、補助事業の対象としない <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林（国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいう。） ・ 県営林（鳥取県が所有権又は地上権を有する森林をいう。） ・ 市町村営林（市町村が所有権又は地上権を有する森林をいう。） ・ 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターの分収林 	補助対象経費の増及び30パーセントを超える減

- (注) 1 本事業では林地残材とは梢端及び枝条、根元部（丸太の1番玉を採取する際に切り落とす根元側の端部）をいう
 2 現場から発生した丸太部分についても有効利用に努めること
 3 県内で開催される皆伐再造林に係る会議において、県内モデル施行地として効果検証等に協力すること
 4 事務所等の長から指示があれば、中間報告としてその時点で完成している現場に係る様式第1号、様式第3号、様式第4号を提出すること
 5 事業主体は現場労働者が現場に従事したことがわかる日報及び工程調査表の証拠書類を保管し、事務所等の長から求められた場合は提示すること
 6 皆伐は、立木の伐倒から再造林までの全てを同一の事業主体が実施すること
 7 出荷先は、県内に所在する木質チップ工場や木質燃料利用施設とするよう努めること



2 収支予算（精算）書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予算額（精算額）	備 考
県補助金		概算払済額 円
自己資金等		
計		

(注) 実績報告の場合、既概算払済額の合計を記載すること。

(2) 支出

区 分	予算額（精算額）	備 考
事業費		

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 添付書類

[第7条関係（実績報告の場合（ただし、概算払時に添付したものは除く））]

- (1) 施行地位置図（縮尺5万分の1程度の地形図又は管内図等に施行地の位置とその番号を付したもの）
- (2) 施業図（様式第3号、ただし鳥取県造林事業の交付決定を受けている場合は交付申請時に添付した施業図の写し）は、原則、申請番号ごとに作成すること。
- (3) 施行地毎に、搬出前後がわかる全景写真及び様式第4号に記載された全工程の写真を各1枚以上
- (4) 保安林の場合、皆伐に係る許可書または間伐に係る適合通知書の写し
- (5) 出荷・販売先が発行した入荷・販売状況を記した伝票の写し（電子データによる提出も可とする）ただし、県が帳票等の確認を申請者の事務所等で行うとした場合は、写しの添付を省略できるものとする。なお、伝票及びその写しは、施行地、出荷先、出荷時期毎にまとめ、申請番号を付しておくこと。
- (6) コスト分析にかかる工程調査表（様式第4号）

様

事務所等の長

〇〇年度鳥取県循環林業推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県循環林業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県循環林業推進事業」とし、その内容は、・・・・・・・・・・
・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

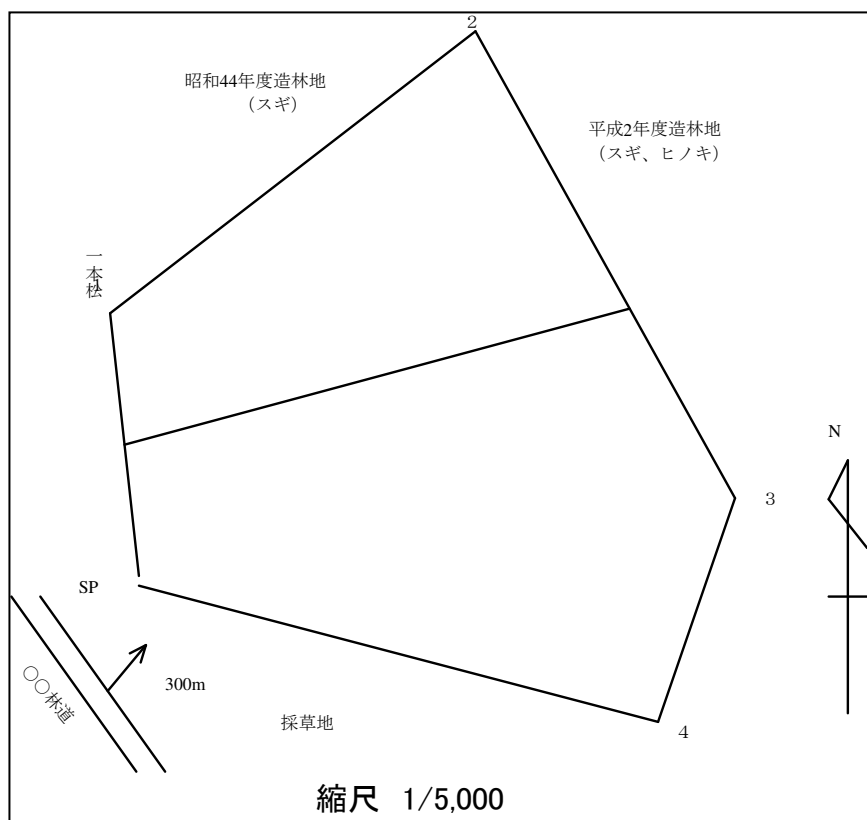
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県循環林業推進事業費補助金交付要綱（令和4年5月24日付第202200049563号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

施 業 図

- 1 森林所有者 ○○ ○○
- 2 施行地 ○○市○○町大字○○1-1
- 3 施業内容
- 4 施行地面積 ○○.○○h a



(注)

- 1 施行地欄には、造林地に係る地番の全てを記入すること。
- 2 施業内容には「皆伐」「間伐」のいずれかを記載すること。
- 3 施行地及びその周辺の地形(沢、尾根)、林況(樹種、林齢)並びに特徴のある物件(独立樹、送電線、鉄塔等)を記入すること。
- 4 施業図は森林計画図とし、申請面積すべてで皆伐または間伐を実施してあること。

工程調査表

申請番号：
 施行地：
 施行地面積：
 搬出重量：
 皆伐・間伐：

工程	工種	工種名	種別	数量・時間・金額	単位	備考	
工程	機械	機種A	機械名	—	—		
			規格	—	—		
			出力	—	—	kw/h	
			購入金額 (税込)	—	—	円	
			リース・レンタル金額 (税込)	—	—	円	
			機械回送費 (税込)	—	—	円	
			稼働時間	—	—	h	
			稼働日数	—	—	day	
			1日当たり処理量	—	—		
	運搬距離 (運搬機械の場合)	—	—	m			
	運搬回数 (運搬機械の場合)	—	—	回			
	機種B	機械名	—	—			
		規格	—	—			
		出力	—	—	kw/h		
		購入金額 (税込)	—	—	円		
		リース・レンタル金額 (税込)	—	—	円		
		機械回送費 (税込)	—	—	円		
		稼働時間	—	—	h		
		稼働日数	—	—	day		
		1日当たり処理量	—	—			
	運搬距離 (運搬機械の場合)	—	—	m			
	運搬回数 (運搬機械の場合)	—	—	回			
	機種C	機械名	—	—			
		規格	—	—			
		出力	—	—	kw/h		
		購入金額 (税込)	—	—	円		
		リース・レンタル金額 (税込)	—	—	円		
機械回送費 (税込)		—	—	円			
稼働時間		—	—	h			
稼働日数		—	—	day			
1日当たり処理量		—	—				
運搬距離 (運搬機械の場合)	—	—	m				
運搬回数 (運搬機械の場合)	—	—	回				
労務	職種A	職種・作業内容	—	—			
		人数	—	—	人		
		労働時間	—	—	h		
	職種B	職種・作業内容	—	—			
		人数	—	—	人		
		労働時間	—	—	h		
	職種C	職種・作業内容	—	—			
		人数	—	—	人		
		労働時間	—	—	h		
材料	材料A	材料名	—	—			
		購入数量	—	—			
		購入金額 (税込)	—	—	円		
	材料B	材料名	—	—			
		購入数量	—	—			
		購入金額 (税込)	—	—	円		
	材料C	材料名	—	—			
		購入数量	—	—			
		購入金額 (税込)	—	—	円		

※本表は、申請番号毎に、林地残材の収集～山土場への集積に係る全ての工程について記載すること

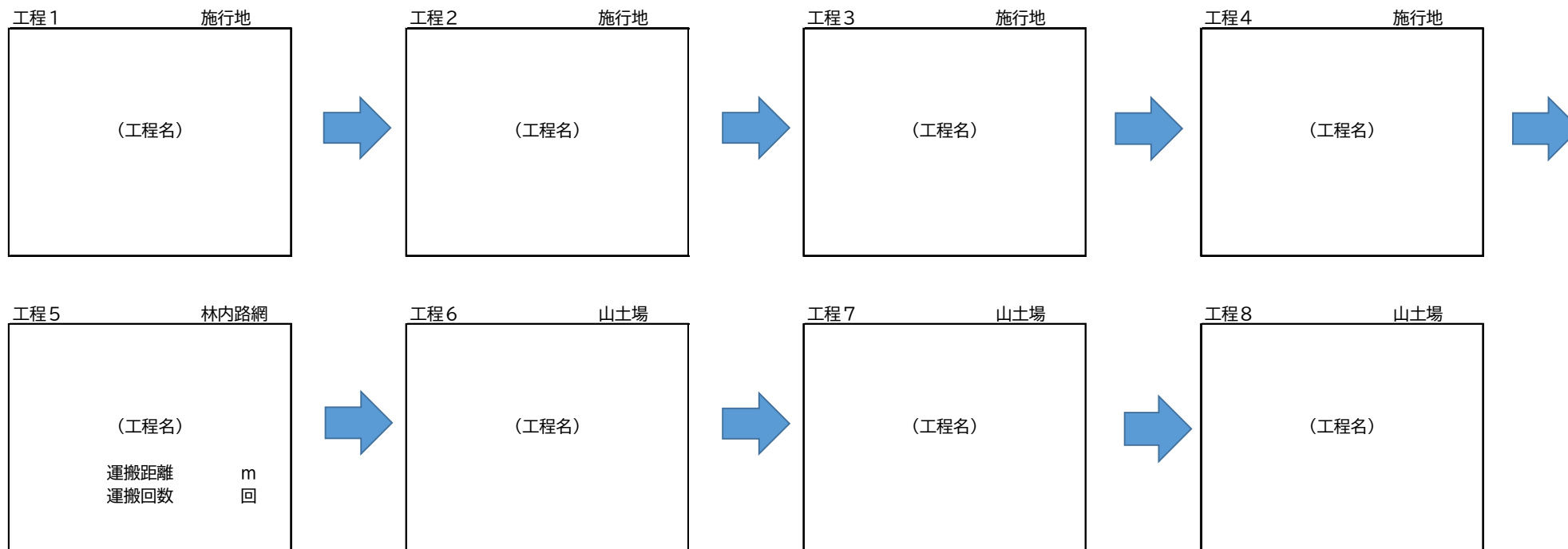
※稼働時間は、共用時間ではなく、管理簿等に記録している実際の運転時間を記載すること

※稼働時間や稼働日数は工程毎に記載することとし、管理簿等で工程を分けずにまとめて記載している場合は、按分して算出した工程毎の時間や日数を記載すること

※行が不足する場合は、適宜追加すること

工 程 表

申請番号：
施行地：
施行地面積：
搬出重量：
皆伐・間伐：



※本表は、申請番号毎に、林地残材の収集～山土場への集積に係る全ての工程を記載すること
※運搬の場合は運搬距離も記載すること